

審判実務者研究会報告書2025 事例研究に基づく出願時明細書作成の注意事項

Executive Summary (要約)

本報告書（特許分野の複数テーマ・個別事例）に共通して表れている実務上のメッセージは、「**審査・審判・取消訴訟で争点になりやすい“境界”を、出願時点の明細書で先回りして潰す**」ことに尽きます。特に、①パラメータ（数値・比・閾値）を規定する発明における**測定方法・条件の書き方**、②請求項用語の**定義・統一・区別**、③クレーム範囲の広さを支えるための**作用機序（技術的關係）と実施例の配置**（演繹型／帰納型のどちらのロジックで“課題解決の認識”を導くか）、④作用効果をクレームアップする（いわゆる“効果クレーム”に近い）場合の**立証困難・記載要件リスク**が、典型的な落とし穴として繰り返し示されています。

①

これらは、特許法上の記載要件（実施可能要件・サポート要件・明確性要件）や、補正の新規事項追加禁止（出願後に「書いていなかったことは足せない」と直結します。したがって、出願段階での対策は「何を**“必ず”**書くか（必須）」と「どこまで書くと後に強い**か（推奨）**」を分け、チェックリストで運用するのが最も効果的です。②

事例研究から特定できる明細書の記載不足・不備

この節では、報告書2025の該当箇所を引用し（ページ明示）、そこから「出願時に避けるべき記載不足」を類型化します（※以下のページ番号は、報告書PDF上に印字された本編ページ）。③

測定方法・条件の不備が“数値クレーム”の境界を曖昧にする

典型的な不備は、「数値範囲をクレームで規定しているのに、明細書で測定方法・測定条件が十分に特定されず、当業者でも“合理的な測定方法が複数”想定され得る」状態です。報告書は、明確性判断において出願時技術常識も考慮され得る一方、測定方法の複数性が権利範囲の不安定化（侵害判断の振れ）につながる点を丁寧に議論しています。④

引用（報告書本編 p.14）：「請求項に特定された数値範囲が明確といえるためには…理解される測定方法により測定した場合に、測定値が定まることが肝要…測定方法が定まらず合理的な測定方法が複数想定される場合には…」⑤

出願時に避けるべきことは、測定法の核心（何を・どの装置で・どの条件で・どの前処理で・どの計算式で）を落としたまま、数値範囲だけを先行して広く取りに行くことです。⑥

サポート要件で問われる“課題解決の認識”を支えるロジック不足

報告書は、サポート要件（クレームの広さを、明細書の開示が支えられるか）を判断する際の着目事項として、「課題・効果との**技術的關係／機序**」や、課題解決の認識が**演繹的に導けるか／帰納的に導くしかないか**を明示的に整理しています。⑦

引用（報告書本編 p.54）：「『発明の課題と解決手段の対応関係』 『作用機序やメカニズム』 『要件と発明の課題・効果との技術的な関係』 …」⑧

引用（報告書本編 p.56）：「…『演繹的に導かれる推論』と、『幅広い実施例から帰納的に導かれる場合』…」⁹

典型的な記載不足は次のいずれかです。

第一に、構成要件（特に数値範囲・選択肢）を広げる一方で、なぜその範囲で課題が解決できるのかの道筋（機序、因果、設計指針）を示さないこと。¹⁰

第二に、機序が不明で帰納に頼らざるを得ないタイプの発明なのに、実施例が乏しく、クレーム全域を支えるだけの“裏付け配置”がないことです。¹¹

用語の定義・統一不足が、クレーム解釈の揺れと紛争コストを生む

報告書（特許電気テーマ）は、クレーム用語の「合理的な解釈」に影響する留意点として、明細書に言及がない事項、実施例記載、用語の統一、and/or（及び／又は）併記語の扱いを挙げています。¹²

引用（報告書本編 p.75）：「明細書に言及が存在しない事項についての考慮」「明細書の実施例の記載の考慮」「請求項の用語の明細書における統一して区別した記載」「『及び』『又は』で併記される用語の…扱い」¹²

さらに、用語定義が実質的に欠けると、権利が成立しても「争点を自ら増やす」ことが指摘されています。¹³

引用（報告書本編 p.78）：「明細書には、『システムパラメータ』に関する記載が実質的にないため…権利行使において…争点となり得た…無用な争いの原因となり得る…」¹³

この問題は、実務様式上も「用語は普通の意味で・全体を通じ統一・特定の意味なら定義して使用」と明示されています（特許法施行規則 様式第29の2 備考9）。¹⁴

作用効果をクレームアップする場合の“検証困難”と記載要件リスク

報告書（特許化学・個別事例）は、装置発明で物理化学的な作用効果をクレームアップする場面について、出願人視点のデメリットとして、記載要件違反の指摘可能性や検証困難（立証困難）を具体的に挙げています。¹⁵

引用（報告書本編 p.173）：「サポート要件違反、実施可能要件違反を指摘される可能性が高くなる」「…検証が難しい…侵害立証がしづらい…」¹⁶

また、「内在する」という表現のニュアンスにも踏み込み、場面によっては「当然に奏する」「必然的に奏する」といった言い換えが適切になり得るとしています。¹⁷

明確性判断と技術常識の位置づけを誤ると“書かなくてよい”が裏目に出る

個別事例（特許電気：光学情報読取装置）では、審決が明確性違反なし（かつ実施可能要件違反もなし）とした上で、実務的検討として「どこまで明細書に書くべきか」「技術常識をどう扱うか」を整理しています（報告書本編 p.178）。¹⁸

ここからの実務的教訓は、「技術常識で補える」ことを期待しすぎると、争点化した際に証拠・立証負担（規格、文献、教科書等）を急に負う構図になり得る、という点です。¹⁹

法令・審査基準・主要判例との整合性

この節では、上記の不足類型が、どの法的要件・審査基準・裁判例に結び付くかを「整合性（どの要件で問題化するか）」として短く整理します。²⁰

条文と要件の対応関係

実務上、出願時明細書で支配的になるのは次の3系統です。

第一に、**発明の詳細な説明（実施可能要件）**：当業者が実施できる程度に明確・十分であること（審査基準「実施可能要件」参照）。²¹

第二に、**請求項と明細書の対応（サポート要件）**：請求項が発明の詳細な説明に記載した範囲を超えないこと（審査基準「サポート要件」）。²²

第三に、**請求項の明確性（明確性要件）**：請求項から発明が明確に把握できること（審査基準「明確性要件」）。²³

そして、これらを“後から直す”局面（補正・訂正）では、**新規事項追加禁止**が強い制約になります（審査基準「新規事項を追加する補正」）。²⁴

測定方法・パラメータと明確性要件の裁判例的な理解

明確性要件に関する審査基準は、請求項に係る発明が明確に把握できること（範囲が明確であること）を要求し、判断の基本枠組みを示しています。²³

報告書の議論も、「測定方法が定めれば測定値が定まる」ため、出願時点で測定方法・条件をなるべく明示し、必要に応じて用語定義すべきという整理に沿っています。²⁵

個別事例（光学情報読取装置）に関する知的財産高等裁判所²⁶判決（平成30年（行ケ）10080）も、明確性（および実施可能要件）を巡る枠組みの中で、明細書記載と技術常識の位置づけが争点化し得ることを示しています。²⁷

サポート要件は“機序＋裏付け配置”で決まる

審査基準（サポート要件）は、「請求項に係る発明」と「発明の詳細な説明に発明として記載されたもの」との対比で判断し、具体例に“過度に引きずられて必要以上の減縮を求めない”注意点も明記しています。²² これと報告書の「演繹／帰納」整理は整合的で、演繹（理屈で一般化できる）なら機序・技術的關係が鍵になり、帰納（実験・実施例で相関を示す）なら“十分な種類・数の実施例”配置が鍵になる、という運用指針になります。²⁸

代表例として、ガラス組成・物性の多数要件を含む事件（令和4年（行ケ）10059）や、実施例一般化が争点となった事件（平成28年（行ケ）10064）、数値範囲と「程度の手がかり」が問題となった事件（平成26年（行ケ）10155）などが報告書でも参照されています。²⁹

用語定義・統一は“法令様式”と“裁判例”の両面で強制力がある

用語運用については、特許法施行規則の様式（備考9）が「統一使用」および「特定の意味なら定義」を明示しており、出願実務の基礎要件として位置づけられます。¹⁴

報告書の特許電気テーマも、用語の合理的解釈に影響する留意点を列挙し、定義不足が紛争原因となる点を明確に述べています。³⁰

出願時に避けるべき具体的な注意点

ここからは、前節の不足類型を「出願時に避けるべき具体的な注意事項」として、明細書の各パート別に実装可能な形へ落とし込みます（条文・審査基準・報告書の整合性が取れる範囲で記述）。³¹

用語としては、報告書が示す「①明細書に言及がない事項は不利」「②実施例は解釈・支持の拠点」「③用語は統一」「④and/orの扱い注意」を前提にします。³²

まず、**発明の効果**については、効果を広く書くこと自体は有用でも、効果を“クレームアップ”する場合は、出願人にとっても「記載要件違反を指摘される可能性が高くなる」「検証が難しい」「侵害立証がしづらい」というデメリットが示されています。したがって、明細書では「効果の測定・評価条件」「どの構成がどの効果に寄与するか（技術的關係／機序）」をセットにして書き、効果だけが独り歩きしないようにします。³³

次に、**実施例**は、サポート要件の“帰納型”が想定される発明（機序が不明、相関で示すタイプ）ほど、クレーム範囲に応じた種類・数の配置が必要になります。報告書がいう「課題解決の認識を導くロジック」に照らし、最低限「課題解決が最も不利になる端（worst point）」を含む実施例を置き、可能なら端点＋代表点（中央値付近）＋外れ比較（比較例）を揃えるのが安全です。³⁴

変形例（代替例）は、後の補正・分割・訂正での選択肢を増やす“保険”ですが、新規事項追加禁止の下では「当初明細書等がない限定」は原則入れられません。したがって、出願時点で、置換可能部材・任意構成・パラメータの別表現・上位概念化の候補を、少なくとも列挙レベルで開示しておく必要があります。²⁴

作用機序（技術的關係／機序）は、演繹型の一般化を支える最重要パートです。報告書が例示するように「発明の構成要件と課題・効果との技術的な関係」「作用機序・メカニズム」「構成要件の技術的意義（省略・変更時の影響）」が書かれていると、クレームの上位概念化や数値範囲化が支持されやすくなります。³⁵

数値範囲（パラメータ）は、測定方法・条件を伴わせないと“明確性の地雷”になり、さらにサポート要件では「程度まで含めた手がかり」が要求される場合があることが示されています。したがって、少なくとも（a）測定対象、（b）装置・規格、（c）前処理、（d）測定条件、（e）算出式、（f）許容誤差／ばらつき、（g）端点選定理由、を埋めるのが安全です。³⁶

用語定義と図面との整合性は、明確性・サポート・実施可能の全てに波及します。特に用語は、「統一使用」し、特定の意味で使うなら「定義して使用」という様式要請があるため、曖昧語（例：「所定」「適切」「十分に」「フレキシブル」等）は、定義、測定可能な基準、または実施例での具体化（図面参照）で歯止めをかけるのが原則です。³⁷

実務的対策としての記載例（良い例／悪い例）と推奨文言

以下の表は、報告書が示した論点（測定方法、技術的關係／機序、用語定義、効果クレームのリスク等）を、出願時に使える“ひな型”へ落とし込んだものです。例文自体はテンプレート（架空例）ですが、どの不足を防ぐための文言かが追えるよう、根拠（報告書・審査基準・規則様式）を対応付けています。³⁸

項目	悪い例（不足を誘発）	良い例（不足を潰す）	推奨文言（そのまま流用可）	根拠（対応する論点）
発明の効果	「本発明は高性能である。」	「本発明は、（測定条件）で評価した（指標X）を（Δ%）改善する。」	「効果は、少なくとも（試験名／規格）に従い、（温度）（時間）（サンプル調製）条件で測定した結果として定義される。」	効果クレームは検証困難・記載要件リスク増（本編p.173）／技術的関係の必要性（本編p.54） ³⁹
実施例（代表点）	「実施例1のみ。」（クレームは広い）	「端点＋中央値＋比較例（外れ）を配置し、クレーム全域の相関を示す。」	「少なくとも、クレーム範囲内で課題解決が最も不利となる点（worst point）を含む実施例を示す。」	演繹／帰納の整理（本編p.56）／“程度の手がかり”問題（本編p.54） ²⁸
変形例（代替実施）	「センサはAのみ。」	「A/B/Cでもよい。置換理由（同等性）と影響範囲も記載。」	「Aは（機能）を実現する一例であり、同等の機能を奏するB、Cに置換可能である。」	新規事項追加禁止により後出し限定が困難 ²⁴
作用機序（技術的関係）	「なぜ効くか不明。」	「構成要件→物性変化→効果の因果を段階的に説明。」	「構成要件Yは（目的）で設けられ、Yを増減すると（物性P）が（方向）に変化し、結果として（効果E）が得られる。」	「作用機序やメカニズム」「技術的関係／機序」（本編p.54） ⁸
数値範囲の開示	「Xは10～100。」（測定法なし）	「測定対象・装置・条件・算出式・誤差まで明示。」	「Xは、（装置）を用い、（条件）で測定した（定義）を指し、算出は（式）による。」	測定方法が明確性の鍵（本編p.14） ⁶
用語定義	「所定」「適切」等を多用	「用語の意味を“測定可能”に定義し、全体で統一。」	「本明細書において『所定の周波数成分比』とは、（定義式／測定条件）により算出される比をいう。」	用語の統一・定義の在り方（本編p.75、p.78）／様式備考9 ⁴⁰
図面との整合性	図面符号と説明がズレる	図面符号を定義し、請求項の構成要件と対応づける	「図nに示す要素（符号xx）は、請求項の構成要件（A）に対応する。」	実施例記載が解釈・支持の拠点（本編p.75） ¹²
作用効果のクレームアップ	「水を細粒化する装置。」（構成が薄い）	「構成＋条件＋評価を併記し、効果だけで独占しない。」	「本装置は（構成）を備え、（条件）において（評価指標）で表される効果を奏する。」	出願人視点のデメリット（本編p.173） ¹⁶

明細書作成プロセスを“記載要件起点”で回すフロー（Mermaid）

flowchart TD

- ```

A[発明の本質を一文で定義] --> B[クレーム案(広/中/狭)を作る]
B --> C[各請求項の発明特定事項を分解]
C --> D{各事項は\n測定/定義/条件が必要?}
D -- はい --> E[測定方法・条件・算出式を明細書へ]
D -- いいえ --> F[用語の普通意味で足りるか確認]

```

```

E --> G{サポートのロジックは?\n演繹/帰納}
F --> G
G -- 演繹 --> H[機序・技術的關係を厚く記載]
G -- 帰納 --> I[実施例(端点/代表点/比較例)を配置]
H --> J[変形例・上位概念化の根拠を追記]
I --> J
J --> K[図面・符号・用語の統一チェック]
K --> L[出願前チェックリストで最終レビュー]
L --> M[出願]

```

## リスク評価（拒絶・無効・補正限界）と軽減策

出願段階のリスクは、「拒絶対応で直せるか」よりも、「無効審判・取消訴訟で耐えられるか」まで含めて評価すべきです。報告書が示すとおり、用語定義不足や効果クレーム化は、成立後も紛争コスト（争点の増加）を招き得ます。<sup>41</sup>

- **明確性要件違反（拒絶・無効）**：パラメータの測定方法不明確、曖昧語の未定義、and/orの不整理が原因になりやすい。軽減策は、測定法・条件・定義を出願時に固定し、用語を統一すること。<sup>42</sup>
- **サポート要件違反（拒絶・無効）**：機序・技術的關係の説明不足、帰納型発明で実施例不足、数値範囲の「程度の手がかり」欠落が原因になりやすい。軽減策は、(a) 演繹/帰納を見極め、(b) 機序か実施例配置のどちらを厚くするか決め、(c) worst point実施例を最低限置くこと。<sup>43</sup>
- **実施可能要件違反（拒絶・無効）**：効果は書いてあるが再現条件・実施手段が不足、装置・材料の調製手順が不十分等。軽減策は、再現に必要な手順・条件を“当業者が実施できる程度”まで明示すること（審査基準の枠組み参照）。<sup>44</sup>
- **補正の限界（新規事項追加禁止）**：出願後に「定義」「代替構成」「端点データ」を追加したくなくても、当初明細書等に根拠がなければ新規事項になり得る。軽減策は、出願時に (i) 定義候補、(ii) 代替例、(iii) 数値範囲の端点と根拠、(iv) 効果測定条件、を“最低限の形”で開示しておくこと。<sup>24</sup>

## 争点化した場合の対応フロー（Mermaid）

flowchart TD

```

A[拒絶理由/無効理由が来た] --> B{問題のタイプ}
B -- 明確性 --> C[定義・測定条件の根拠が当初明細書にあるか確認]
B -- サポート --> D[機序(演繹) or 実施例(帰納)の不足を特定]
B -- 実施可能 --> E[再現に必要な手順・条件の欠落を特定]
C --> F{当初開示内で補正可能?}
D --> F
E --> F
F -- 可能 --> G[限定補正/釈明補正 + 意見書(技術常識・証拠)]
F -- 困難 --> H[分割出願/新規出願/権利化方針変更を検討]
G --> I[審査・審判での争点を最小化]
H --> I

```

# 優先度付きチェックリスト（必須・推奨）と短いテンプレート

## 出願前チェックリスト（実務用）

| 区分 | チェック項目                            | 判断基準（短い目安）                                     |
|----|-----------------------------------|------------------------------------------------|
| 必須 | 請求項の主要用語が明細書内で統一され、必要なら定義されている    | 同じ概念に別語を使っていない／特定の意味なら定義がある（備考9） <sup>45</sup> |
| 必須 | 数値・比・閾値の測定方法・条件が記載されている           | 測定方法が定まる（or 技術常識で一義）状態か <sup>6</sup>           |
| 必須 | 課題→解決手段→効果の対応関係が書かれている            | 「技術的關係／機序」または「相関（実施例）」がある <sup>35</sup>        |
| 必須 | 最低1つの実施例で再現可能に書かれている              | 当業者が実施できる程度の手順・条件がある <sup>21</sup>             |
| 必須 | 変形例（代替構成・材料・条件）が出願時に開示されている       | 後で限定したくなる要素の“逃げ道”が当初にある <sup>24</sup>          |
| 推奨 | worst point（課題解決が最も不利な端）を含む実施例がある | 帰納型の発明ほど重要 <sup>9</sup>                        |
| 推奨 | 端点＋代表点＋比較例の配置                     | 数値範囲クレームの支持を強化 <sup>46</sup>                   |
| 推奨 | 効果の評価方法（規格・条件・統計）を明示              | 効果クレーム化のリスク低減 <sup>47</sup>                    |
| 推奨 | and/or（及び／又は）併記語の読み分けを明細書で明確化     | 解釈の揺れを抑える <sup>12</sup>                        |

## そのまま使える短いテンプレート（明細書の骨子）

以下は、記載要件の“落とし穴”が出やすい箇所にだけ最低限の枠を置くテンプレートです（案件ごとに厚みを変えます）。<sup>48</sup>

- ・【発明の課題】
  - ・従来技術の具体的な欠点（何が測れない／境界が曖昧／再現できない等）
  - ・本発明が解決すべき“主課題”（副次課題は箇条でも可）
- ・【課題を解決するための手段】
  - ・請求項の各構成要件を、明細書用語で一致させて説明
  - ・用語定義：本願で特定意味を持つ語だけ定義（過不足なく）
  - ・【作用機序／技術的關係】（演繹型を狙う場合は厚め）
  - ・構成要件→物性（パラメータ）→効果の因果・設計指針
  - ・数値範囲の端点の意味（なぜそこで効果が変わるか）
- ・【実施例】（帰納型の疑いがある場合は厚め）
  - ・代表例（中央値）
  - ・端点（上限・下限）
  - ・比較例（外れ）
  - ・測定プロトコル（装置・条件・算出式・誤差）
- ・【変形例】

- 置換可能要素（材料A/B/C、手段X/Y/Z）
- 任意構成（例：フィルタ、補正、学習パラメータ）
- 上位概念化の根拠（一致する機能・作用）
- 【図面】
- 請求項構成要件との対応表（符号→要件名）

## 参考情報（報告書以外に優先的に参照すべき一次情報）

一次情報（公式）を優先順位高い順に列挙します（URL付記）。 49

### 公式資料（特許庁・審査基準・様式）

- 審判実務者研究会報告書2025（資料ページ：各テーマPDFへの入口）  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/report\\_2025.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/report_2025.html) 50
- 特許・実用新案審査基準（目次ページ）  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html) 51
- サポート要件（36条6項1号）PDF：[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0202bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202bm.pdf) 22
- 明確性要件（36条6項2号）PDF：[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0203.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf) 23
- 新規事項を追加する補正（17条の2第3項）PDF：[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/04\\_0200.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/04_0200.pdf) 52
- 特許法施行規則（e-Gov）  
<https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400010> 53
- 様式第29の2（第24条の4関係）※備考9（用語の統一・定義）  
[https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603\\_1/pict/2FH00000049452.pdf](https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603_1/pict/2FH00000049452.pdf) 54

### 主要裁判例（判決原文PDF：裁判所公式）

- 知財高判（平成30年（行ケ）10080）「光学情報読取装置」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88269.pdf> 55
- 知財高判（令和3年（行ケ）10070）「マッサージ関連サービスを提供するシステムおよび方法」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91287.pdf> 56
- 知財高判（平成29年（行ケ）10133）「テープドライブ装置、記憶媒体」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87610.pdf> 57
- 知財高判（令和6年（行ケ）10023）「情報処置端末」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93556.pdf> 58
- 知財高判（令和4年（行ケ）10059）「ガラス、プレス成形用ガラス素材」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92153.pdf> 59
- 知財高判（平成28年（行ケ）10064）「ポリビニルアルコール系重合体フィルム」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86905.pdf> 60
- 知財高判（平成26年（行ケ）10155）「減塩醤油類」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86206.pdf> 61
- 知財高判（令和5年（行ケ）10019）「IL-4Rアンタゴニスト…アトピー性皮膚炎…」  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93292.pdf> 62

### 実務に有用な論文・解説（学術・実務誌）

- INPIT「特許研究 PATENT STUDIES No.78（2024/9）サポート要件と実施可能要件」  
<https://www.inpit.go.jp/content/100882568.pdf> 63

- ・「知財ふりずむ（2017年3月）サポート要件と実施例の記載（減塩醤油類事件）」  
[https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703\\_4.pdf](https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703_4.pdf) 64
- ・「特許懇（tokugikon）明細書の記載要件の実務と裁判例」  
<https://www.tokugikon.jp/gikonshi/247kiko2.pdf> 65

---

1 3 4 5 6 19 25 36 38 42 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_machinery1.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery1.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_machinery1.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_machinery1.pdf)

2 23 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0203.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0203.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0203.pdf)

7 8 9 10 11 26 28 34 35 43 46 48 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_chemistry.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_chemistry.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_chemistry.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_chemistry.pdf)

12 13 30 32 40 41 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_electricity.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_electricity.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/01\\_electricity.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/01_electricity.pdf)

14 37 45 54 [https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603\\_1/pict/2FH00000049452.pdf](https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603_1/pict/2FH00000049452.pdf)  
[https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603\\_1/pict/2FH00000049452.pdf](https://laws.e-gov.go.jp/data/MinisterialOrdinance/335M50000400010/607603_1/pict/2FH00000049452.pdf)

15 16 17 33 39 47 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/02\\_chemistry.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/02_chemistry.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/02\\_chemistry.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/02_chemistry.pdf)

18 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/02\\_electricity.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/02_electricity.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/document/2025\\_houkokusyo/02\\_electricity.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/document/2025_houkokusyo/02_electricity.pdf)

20 31 51 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/index.html)

21 44 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/allbm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/allbm.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/allbm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/allbm.pdf)

22 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0202bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202bm.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/02\\_0202bm.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/02_0202bm.pdf)

24 52 [https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/04\\_0200.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/04_0200.pdf)  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu\\_kijun/document/index/04\\_0200.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/04_0200.pdf)

27 55 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88269.pdf>  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88269.pdf>

29 59 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92153.pdf>  
<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-92153.pdf>

49 50 [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/2025\\_houkokusyo.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo.html)

[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei\\_kentoukai/2025\\_houkokusyo.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/sinposei_kentoukai/2025_houkokusyo.html)

53 [https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400010?occasion\\_date=20161201](https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400010?occasion_date=20161201)

[https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400010?occasion\\_date=20161201](https://laws.e-gov.go.jp/law/335M50000400010?occasion_date=20161201)

56 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91287.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91287.pdf>

57 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88077.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-88077.pdf>

58 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93556.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93556.pdf>

60 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86905.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86905.pdf>

61 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86206.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-86206.pdf>

62 <https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93292.pdf>

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-93292.pdf>

63 <https://www.inpit.go.jp/content/100882568.pdf>

<https://www.inpit.go.jp/content/100882568.pdf>

64 [https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703\\_4.pdf](https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703_4.pdf)

[https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703\\_4.pdf](https://www.jiii.or.jp/chizai-members/contents17/201703/201703_4.pdf)

65 <https://www.tokugikon.jp/gikonshi/247kiko2.pdf>

<https://www.tokugikon.jp/gikonshi/247kiko2.pdf>